

## 特殊な業務等に関する発注・検収ルール

役務の種別	具体例	発注依頼方法			検収方法例
		提出書類等	依頼先事務担当課・室	手続の流れ	
データベース開発作成 プログラム開発作成 デジタルコンテンツ開発作成	<b>新規開発の場合 :</b> システム購入とみなし、機器購入に準拠 →→→  <b>既存システム改修の場合 :</b> 業務委託 →→→	物品購買請求書  業務委託願文書	<b>《旭町地区》</b> • 産学官連携推進室: 文部科研費、厚労科研費、AMED、附置研究所費等 <b>《国分地区》</b> • 医療センター所属教員は、医療センター事務部管理課へ提出。	<b>《旭町地区》</b> 依頼先事務部門(予算執行承認) ↓ 財務部用度課(契約交渉・決裁) ↓ 発注書発行又は契約書締結 <b>※手続は、物品等調達規程等に基づく。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕様書」、「作業工程書」等があれば併せて提出</li> <li>動作確認及びデジタル機器上における成果物の確認</li> </ul>
機器保守業務	機器類の保守点検	保守契約締結願文書		<b>《旭町地区》</b> 依頼先事務部門(予算執行承認) ↓ 財務部用度課(契約交渉・決裁) ↓ 発注書発行又は契約書締結 <b>※手続は、物品等調達規程等に基づく。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場部署における検収事務担当者による検収</li> </ul>
研究上必要なデータ解析等の業務委託（謝金に当たらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料（研究成果、手持ち資料等）のデジタル化（DVD化等）</li> <li>マイクロフィルム作成</li> <li>データ入力</li> <li>データ解析</li> <li>特殊なマウス育成等</li> </ul>	業務委託願文書	<b>《国分地区》</b> • 医療センター所属教員は、医療センター事務部管理課へ提出。	<b>《国分地区・御井地区》</b> • 1件あたり30万円未満は、依頼先事務部門にて発注手続可能。 • 30万円以上は、依頼先事務部門を通じて財務部用度課に契約締結依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果物の確認</li> <li>P C モニタ上における確認</li> <li>当該アイコン等の印刷物の提出</li> <li>報告書等確認</li> <li>現場部署における検収事務担当者による検収</li> </ul>
研究上必要な研究支援者を確保するための業務委託・派遣契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査委託</li> <li>分析委託</li> <li>研究補助員を確保するための派遣契約</li> <li>調査要員を確保するための業務委託又は派遣契約</li> </ul>	業務委託願文書 又は 派遣契約締結願文書			<ul style="list-style-type: none"> <li>成果物の確認</li> <li>勤務確認</li> <li>業務報告書等による確認</li> <li>現場部署における検収事務担当者による検収</li> </ul>
その他の業務委託～	ウェブサイトの作成・更新・運営	業務委託願文書	<b>《御井地区》</b> • 文系教員は、御井学舎事務部庶務課へ提出。	<b>《御井地区》</b> • 文系教員は、御井学舎事務部庶務課へ提出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書・作業報告書等の確認</li> <li>当該ウェブサイトへアクセスし閲覧することによる内容確認</li> <li>動作確認及びデジタル機器上における成果物確認</li> </ul>
	廃棄物処理費用（施設課所管以外）				<ul style="list-style-type: none"> <li>搬出時の検収事務担当者等の立会い又は搬出時の画像提出</li> </ul>
	試薬の残量廃棄→必ず環境管理室の指示を受け、所定の契約手続が必要（契約業務は環境管理室）				

## 特殊な役務等に関する発注・検収ルール

役務の種別	具体例	発注依頼方法			検収方法例
		提出書類等	依頼先事務部門	手続きの流れ	
機器賃貸借	・機材、携帯電話、複合機等の賃貸借 ・研究機器賃貸借 ・資料賃貸借	機器賃貸借願文書	《旭町地区》 ・産学官連携推進室：文部科研費、厚労科研費、AMED、附置研究所費等 ・大学予算関係：医学部事務部庶務課	《旭町地区》 依頼先事務部門（予算執行承認） ↓ 財務部用度課（契約交渉・決裁） ↓ 発注書発行又は契約書締結 ※手続は物品等調達規程等に基づく。	・成果物の確認と発注書（写）あるいは契約書（写）等との確認 ・検収事務担当者による毎月の検収
修理業務	機器類（PC、研究機器等）の修理・修繕及び修理診断にかかる経費支出契約（修繕の要否判定にかかる費用：出張費等を想定）	修理申請フォーム（WEB）	《国分地区》 ・医療センター所属教員は医療センター事務部管理課へ提出。  《御井地区》 ・文系教員は御井学舎事務部庶務課へ提出。	《国分地区・御井地区》 ・1件あたり30万円未満は、依頼先事務部門にて発注手続可能。 ・30万円以上は依頼先事務部門を通じて財務部用度課に契約締結 依頼	・修理前、修理後の状態を確認 ・作業完了報告書等（修繕内容の明細）の提出 ・固定資産台帳に登載の機器備品番号を現場部署から申告し、用度課担当者又は検収事務担当者が確認 ・成果物（修繕対象物品）の実見（外形上の変更が無い場合でも実見する。） ・業者発行の「作業完了報告書」等と「領収書」又は「請求書」を提出させ、現物も実見することで検収とする。 ・現場での立会い確認
使用許諾契約	各種データベース利用料 各種専門サイト利用料	使用許諾契約締結願			・PCモニタ上における確認 ・利用件数に応じて課金される分については、検収不能のため実施できない ・動作確認及びデジタル機器上における成果物確認 ・検収事務担当者による検収
論文投稿料等	論文投稿料、論文別刷費用及び英文校正代	直接発注			・投稿論文、別刷1～3頁目の写しの提出・英文校正の写し

- 【注記】 1. 上記にない事例は、執行予定の予算科目に照らし、各予算所轄の依頼先事務部門に相談し、指示を仰ぐこと。  
 2. 契約締結依頼を行う際は、あらかじめ現場部署で参考見積書の準備を行うこと。併せて、仕様や依頼内容はあらかじめ依頼前に調整しておくこと。  
 3. 業務委託は、いずれの場合も謝金に該当しないことを想定している。  
 4. このルールの他、「物品等調達規程」及び「建設工事・物品購入等の指名競争に関する施行細則」を必要に応じ照合し、発注業務を実施すること。  
 5. 検収の方法を複数組み合わせて確認することを推奨する。